

大口町し尿汲取助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、し尿汲取に係る経費の住民負担を軽減するため、その一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成の方法)

第2条 大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成7年3月23日条例第7号）第22条の規定に基づき一般廃棄物（し尿）処理業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に対して、次条の規定に基づき算出した額（以下「助成金」という。）を交付することにより、助成を行うものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金は、し尿汲取量を18リットルで除したものに10円を乗じて得た額とし、端数が生じた場合は、円未満を切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 許可業者が、助成金の交付を受けようとするときは、大口町し尿汲取助成金交付申請書（様式第1）に、し尿処理報告書及びし尿汲取報告書を添えて町長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査又は必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは速やかに助成金の交付決定を行うものとする。

2 町長は、前項の規定に基づく交付決定をしたときは、大口町し尿汲取助成金交付決定通知書（様式第2）により、前条の規定に基づき申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 申請者は、町長から助成金の交付決定通知を受けたときは、請求書（様式第3）を提出し助成金の交付を受けるものとする。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が定める。

附 則（平成元年5月18日 大口町告示第36号）

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成元年12月27日 大口町告示第62号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町し尿汲取助成金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。
- 2 改正前の大口町し尿汲取助成金交付要綱第3条の規定に基づき交付した助成金の額のうち、新要綱第3条の規定に基づく積算により過払いとなる助成金の額については、町に返納しなければならない。ただし、返納の時期及び方法については、町長が別に定めるものとする。

附 則（平成4年3月31日 大口町告示第26号）

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町し尿汲取助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に汲取をしたし尿について適用し、施行日前に汲取をしたし尿については、なお従前の例による。

附 則（平成9年6月24日 大口町告示第43号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
- 2 改正後の大口町し尿汲取助成金交付要綱の規定は、この要綱の適用の日（以下「適用日」という。）以後に汲取をしたし尿について適用し、適用日前に汲取をしたし尿については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の日の前日までに改正前の大口町し尿汲取助成金交付要綱の規定に基づき支払われた助成金は、改正後の大口町し尿汲取助成金交付要綱の規定に基づく助成金の内払いとみなす。

附 則（平成13年3月31日 大口町告示第21号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町し尿汲取助成金交付要綱の規定は、平成12年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月26日 大口町告示第30号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第50号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

大口町し尿汲取助成金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者

下記のとおり助成金を交付されるよう申請します。

記

1 助成金申請額

金 円

2 添付書類

し尿処理報告書、し尿汲取報告書

様式第2（第5条関係）

大口町し尿汲取助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のあった助成金については、下記のとおり
交付することに決定したので通知する。

記

助成金交付決定額 金 円

様式第3 (第6条関係)

請 求 書

年 月 日

大口町長 様

下記のとおり請求します。

記

金 額 金 円

ただし、 年 月分し尿汲取助成金
振込先

銀行		支店
預金の種類	普通・当座	
口座番号		
口座名義人		